

【令和8年度児童扶養手当現況届に関するお知らせ】 児童扶養手当を受給されている方のうち、 令和7年12月31日時点で 19歳～22歳のお子様を育てている皆様へ

令和7年度税制改正により新設された **特定親族特別控除**は

児童扶養手当の所得の算定にも適用されます。

1. 特定親族特別控除の概要

令和7年12月31日時点で、下記の条件◆をすべて満たす親族と
生計を一にしている場合、所得控除を受けられます。
◆年齢**19歳以上22歳以下** ◆合計所得金額が**58万円超123万円以下**

児童扶養手当については、**令和9年1月支給分**以降の手当額の算定から適用されます。控除が適切に反映されないと正しい手当額が算定できない場合があります。

2. 現況届提出時の注意点

特定親族特別控除を受けている方は、現況届を提出する際、
控除 ②特定親族特別控除 の欄に控除を受けた額を
必ずご記入ください。

※控除額については、
マイナポータルや6月頃に
送付される住民税決定通知書等
で確認できます。
ご不明なことがありましたら、
下記のお問い合わせ先まで
ご連絡ください。

控					除		
⑯ 障害者除	⑰ 寡婦等除 ・（は除 除又控 除母は 控親が 合）除 控除場 合い控	⑱ 雑損除	⑲ 医療費除	⑳ 小企業 規業等 模共掛 除等控	㉑ 配偶者 別除特 控	㉒ 特定親 族特別 控除	㉓ 税法第 61条第 1項第 2号の 規定に 基づき 控除を 受ける 所得